

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年10月31日）及び資格取得日（昭和39年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から39年7月1日まで  
昭和36年8月にA社に入社し、結婚のため退職してB県に戻ってくるまで、継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が漏れているのはおかしいので、調べていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和36年8月26日に厚生年金保険の資格を取得し、38年10月31日に資格を喪失後、39年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の申立期間当時の責任者及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、上記の責任者及び同僚は、全員が申立期間において、厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、上記の責任者は、「申立人のことは、はっきりと覚えている。寮の規律は厳しかったため、だらしない勤め方はしていない。人手不足であったため、皆よく働いていた。一旦辞めて一年足らずで再度働くようなことは絶対に無かった。保険料も継続して控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前のオンライン記録及び同様の業務に従事していた同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

A社から同社B工場に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、「申立期間当時の人事異動日に関する記録を保管していない。」と回答しているところ、申立人及び同僚の証言から、A社から同社B工場への人事異動日は昭和47年7月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月の社会保険事務所(当時)の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は、オンライン記録と同じ昭和47年6月25日と記載されおり、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、事業主

は、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月16日から同年4月16日まで

A社(C県に所在)から同社B工場(D県に所在)に転勤となった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書及び回答書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る異動日については、A社が保管する人事記録では昭和39年4月16日と記録されているが、申立人と同じ所属部署で同じ時期に異動した複数の同僚の人事記録上の異動日は同年3月16日であることが確認でき、当該同僚は、「申立人及び自分達の人事異動日は、昭和39年3月16日頃であったと思う。自分達は同年3月下旬頃には転勤先の事業所に異動したが、申立人はそれよりも早く異動して行ったことを覚えている。」と証言しており、申立人は申立期間において同社B工場で勤務していたと推認できることから、同社B工場の資格取得日を同年3月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から1万6,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が申立人のA社における資格喪失日をオンライン記録どおり昭和39年3月16日と届け出たことが確認できる一方、A社B工場における申立人に係る被保険者資格取得届は保管されていないが、同社が保管する申立人の人事記録上の異動日である同年4月16日とオンライン記録が一致し、事業主が申立人の資格取得日を同年4月16日として届け出たことが推認できることから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年6月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、標準報酬月額記録については、6,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月21日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和22年9月1日から25年10月31日まで継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年6月21日となっているため、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年9月1日から25年10月31日までA社において勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと記録されている。

しかしながら、同僚の供述から、申立人がA社が倒産するまで勤務していたことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人がA社において昭和25年7月1日に被保険者資格を喪失した旨記録されていることが確認できる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格の喪失日が昭和25年6月21日と記載されている複数の同僚のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、被保険者資格の喪失日が、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の同年7月1日となっている者が複数見受けられることから、同被保険者名簿の記録がオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録と必ずしも一致していないことがうかがえ、社会保険事務所（当時）の事務処理において記録の



不備があったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日を昭和 25 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、昭和 25 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 7 月 2 日から同年 11 月 1 日については、A社は、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員とも連絡がつかず当該期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、当時の同僚は、「会社が昭和 25 年 6 月 30 日に倒産した時期に、残務整理をする一部の経理担当者を除いて全ての従業員が退職したと思う。」と証言しており、申立人は経理業務に従事していないと供述していることから、申立人が会社倒産と同時に退職したと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 25 年 7 月 2 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 57 年 11 月から A 社の下請の B 社に勤務していたが、平成 5 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 53 万円から 9 万 2,000 円に大幅に引き下げられており、納得がいかない。給与が引き下げられた記憶も無いので、ずっと標準報酬月額は 53 万円のはずである。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 5 年 10 月 12 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って月額変更の処理が行われて 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる上、事業主及び大半の従業員についても同日付けで月額変更の処理が行われ、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、月額変更により標準報酬月額が遡って引き下げられている従業員の一人が所持する平成 5 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る給与明細書により、当該同僚は、同年 4 月の月額変更前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、B 社の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、複数の従業員は、「申立人は C 担当責任者であり、経営にはノータッチであった。」と証言していることから、申立人が当該月額変更の処理に関与していたとは考え難い。

加えて、B 社は、申立期間当時に厚生年金保険料を滞納していたことが滞納処分票から確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年10月12日付けで行われた月額変更の処理は、事実即したものと考えるべく、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額が減額処理が行われる合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで  
20歳になって市役所から連絡があり、国民年金に加入した。父親が、国民年金保険料を町の集金人に納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日が昭和45年10月6日から51年4月1日に記録訂正されたことが記載されており、A市の印が押されている。このことは、オンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に払い出されていることが確認できることから、仮に訂正前の45年10月6日が被保険者資格の取得日であったとしても、申立期間のうち、48年9月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の姉及び二人の弟についても、20歳到達時に国民年金の加入手続をした事実は認められず、20歳直後の国民年金保険料の納付記録は、それぞれ未納又は未加入期間となっている。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は死亡しており、申立期間当時の納付状況が不明である上、その父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年3月まで  
高校卒業後、Aの専門学校へ4年間行き、卒業(昭和61年3月)後、B町の実家へ戻り、Cの仕事に携わった。その際に、同町の職員だった親戚が国民年金の手続をしてくれ、20歳から支払義務があるということで、遡って2年間分の保険料を月々の保険料と合わせて支払ったので、申立期間も保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、B町の国民年金被保険者名簿において、オンライン記録と同じ、昭和61年4月1日とされており、申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日及び国民年金の記録欄にも、同日が記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の払出状況から、昭和61年9月頃に払い出されているものと推認でき、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行ったその親戚に聴取しても、具体的な加入時期や申立期間における国民年金の資格取得の遡及状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで  
申立期間の標準報酬月額が 47 万円になるべきところが 44 万円になっていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によれば、申立期間のうち、平成 9 年 5 月から同年 9 月までの期間については、給与総支給額が、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えている場合に記録を訂正することとなる場合、前述の給与明細書によれば、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月17日から19年6月18日まで

申立期間は、A事業所でBとして働いた。昭和18年12月9日に作業中の事故に遭い、入院療養後、一旦仕事に戻ったが、体調が良くならなかったため、19年6月18日に退職した。厚生年金保険料も支払ったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和18年12月9日に事故に遭遇し、負傷したと供述しているところ、ほぼ同時期に、A事業所において、大規模な事故があったことが確認できることから、申立人が同時期において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継企業であるC社は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できないと回答している上、同事業所の従業員で組織されていたD事業所についても、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の具体的な状況について確認することができない。

また、申立期間について、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できない上、申立人が名前を記憶する複数の同僚の氏名も確認できない。

さらに、申立人は、徴用によりA事業所で勤務したと申し立てていることから、厚生労働省社会・援護局業務課及びE県に照会を行ったが、いずれも、「申立人の申立期間における徴用による勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年5月20日まで

私は、昭和22年7月からA社において厚生年金保険に加入し、休職した同年12月から23年3月までの間を除き、退職した25年3月まで同社に在籍していたにもかかわらず、23年4月1日から24年5月20日までの年金記録が抜けているので、調査の上、記録を訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年7月からA社において厚生年金保険に加入し、休職した同年12月から23年3月までの間を除き、退職した25年3月まで同社に在籍していたにもかかわらず、23年4月1日から24年5月20日までの年金記録が抜けているのは納得できないと主張している。

しかしながら、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者であった申立人を除く二人についても、申立人と同様に期間の欠落が見られるが、その二人は、一度辞めて復職したことを覚えているが、その時期については記憶が無いと供述している。

また、当時の同僚は、申立人がA社に勤務していたことについては証言しているものの、申立人の休職期間及び再資格取得の時期については、証言を得ることができなかった。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況は不明である。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 18 日から同年 6 月 15 日まで  
亡夫は、昭和 36 年 8 月から定年となった平成 13 年 3 月末までの間、A 社に勤務していた。

ところが、厚生年金保険の加入記録では、昭和 39 年 5 月 18 日から同年 6 月 15 日までの記録が空白となっている。

残っている資料等から、昭和 39 年 5 月 1 日付けで A 社 B 工場から同社 C 工場へ異動し、この間も継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社内記録、雇用保険の記録、申立人の妻から提出された辞令書及び上司・同僚等の証言から、申立人は、申立期間において継続して同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無い上、申立人の妻から提出された「昭和 39 年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料の控除額の 1 万 5,697 円は、同源泉徴収票の支払金額及びオンライン記録による標準報酬月額で試算すると、失業保険料の 12 か月分及びその他の社会保険料の 11 か月分に相当することから、申立期間の厚生年金保険料については控除されていないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。